

..... 第2章

施 策 の 展 開



第1節 施策設定にあたって

1 各施策について

目指す都市像の実現に向けて取り組む4つの施策を定めるとともに、全ての施策の基本となる「環境教育と協働の推進」を、共通の施策として設定しています。

また、4つの施策については、市総合計画における環境分野の政策において位置付けられる施策と関連、整合させることで、まちづくりの方向性と一致した取組みを確実に進めています。

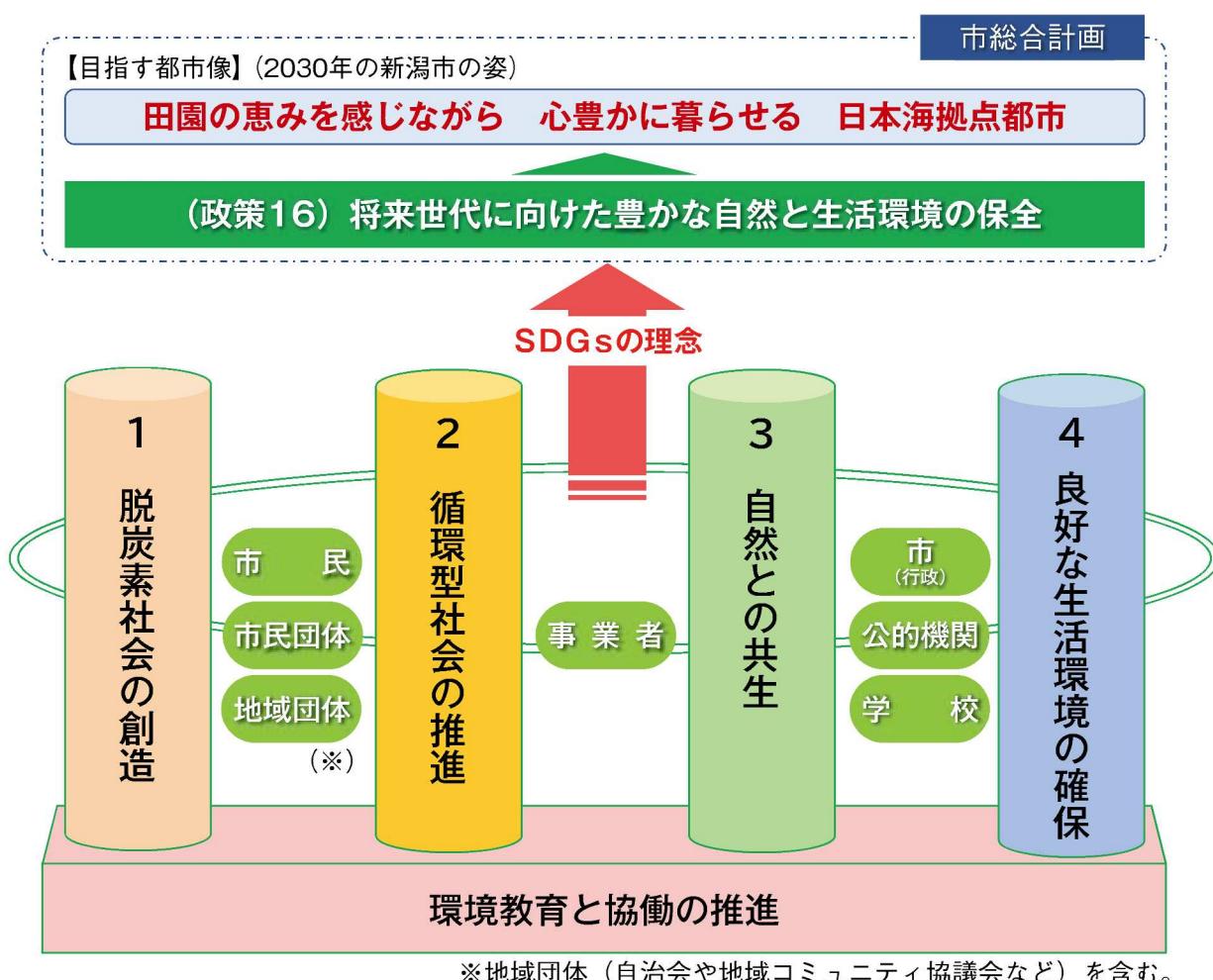


図 2-1-1 : 施策展開のイメージ

2 施策の達成状況等の確認について

各施策については、施策全体の達成状況を確認する「成果指標」とその目標を設定した上で、達成に向けた取組みを着実に実施するとともに、取組みの成果や参考指標の推移などの進捗状況を本計画の年次報告において総合的に確認することとします

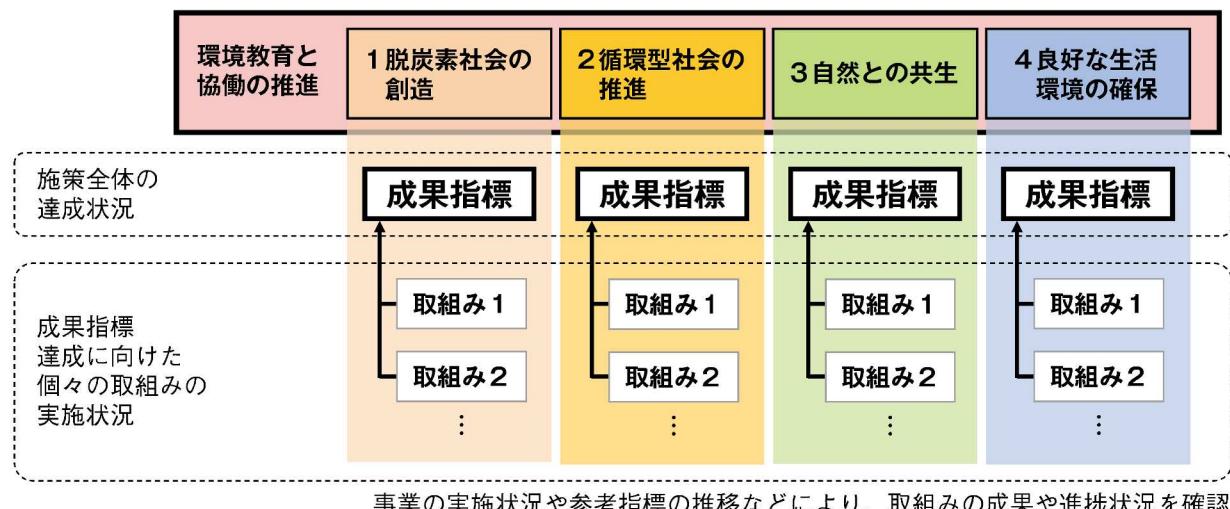


図 2-1-2：施策の達成状況の確認イメージ

3 SDGsとの関連について

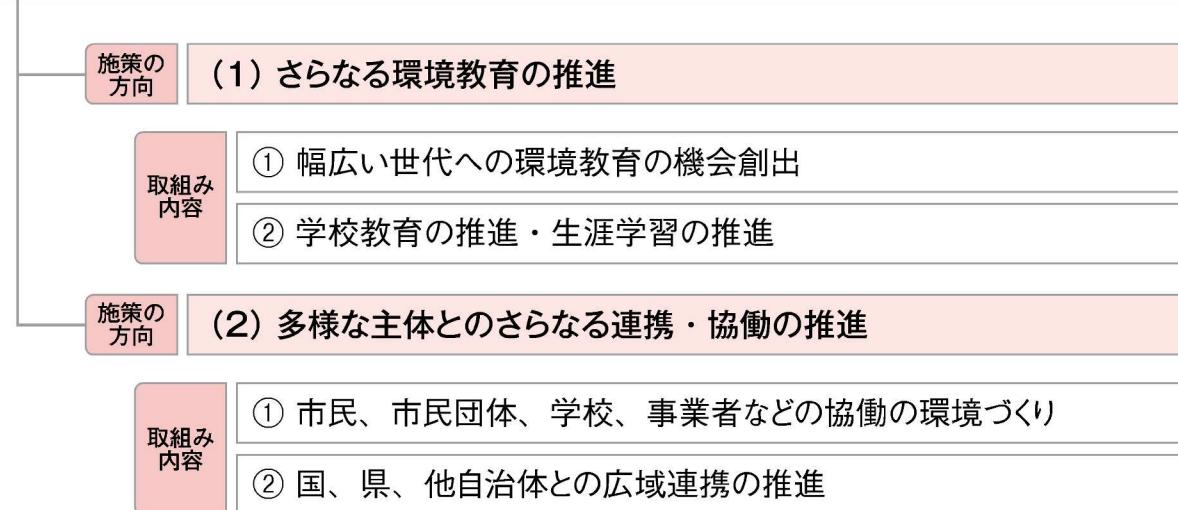
施策ごとに関連するSDGs^{*}の17のゴールを明示し、目標や取組みの方向性をわかりやすく示します。



図 2-1-3：SDGs のゴール（アイコン）

第2節 各施策の内容

共通施策 環境教育と協働の推進



本計画における施策を進める上で、あらゆる世代の全ての市民が環境に対する意識を高め、様々な場において積極的に環境行動を実践することが最も重要となります。このため、本項目を全ての施策に共通する施策として設定し、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律*第8条に規定される環境教育等行動計画として位置付けるものとします。

◆ 施策の目指すもの

8年後（2030年）に実現を目指すまちの姿

- 市民や事業者、市民団体などの各主体が公的機関と一体となって環境問題に取り組んでいるまち
- 学校教育や地域活動などの様々な場面で、環境学習に積極的に取り組み、環境に関心を持つ若い人が増えているまち
- 幅広い世代の誰もが環境保全に対する意識を持ち、行動する機会があるまち

◆ 現状と課題

学校・地域における環境教育

- 学校においては、各教科や総合的な学習の時間などを活用し、環境教育に取り組んでいます。学校の取組みレベルに合わせて、効果的な内容となるようさらに充実させていく必要があります。
- 地域、保護者、学校が一体となった活動の中で、地域の環境保全活動などにも積極的に取り組んでいます。本市では、学校に配置された地域教育コーディネーター*が、学校と社会教育施設や地域活動を結ぶネットワークを形成し、地域との連携を進めるなど、「学・社・民*の融合による教育」を推進してきました。令和4（2022）年度からは、保護者、地域住民、学校支援者、校長などで構成される学校運営協議会（コミュニティスクール）*を設置し、より一層、連携・協働できる体制の構築を目指しています。



がたっ子プロジェクト
SDGs授業

環境分野での市民との協働

- 市内には自然環境の保全や省エネルギー、ごみの減量など、様々な分野で環境保全活動に取り組む市民、市民団体、事業者などがいます。しかし、その存在や活動内容が広く市民に知られておらず、参加者や活動の減少などが課題となっています。
- 令和4（2022）年度に行った、環境保全活動に取り組む市民団体や事業者、学生へのアンケートでは、活動に関する課題や悩みとして、「会員数、参加者が増えない、減っている」「会員等の高齢化が進んでいる」などがあげられました。また、市民が環境に触れる機会を増やすことが必要との意見がありました。
- このため、個々の活動の内容を広く知ってもらうとともに、各主体が連携しながら取組みを進めていくことが必要です。



にいがた市民環境フェア

環境に関する情報の提供

- 環境総合サイト「エコやろてば」や「潟のデジタル博物館」などのホームページを通じて、本市の環境の状況や身近にできる具体的な取組み、環境に関するイベントや市民団体の活動内容を紹介しています。併せて、SNS*等を通じた情報発信も行っています。
- また、市ホームページでは、大気・水質・騒音等についての監視・測定結果や、事業場への立入調査の結果について公表しています。
- 市環境基本条例第7条に基づく年次報告書「新潟市の環境」では、本市における環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を公表しています。

◆ 施策の方向・取組み内容

(1) さらなる環境教育の推進

① 幅広い世代への環境教育の機会創出

- 市民一人ひとりが環境に関心を持ち、自ら考えて行動するために、あらゆる場所、あらゆる世代に対して、学習機会の提供や人材育成、情報提供などを通じて環境教育を推進します。

〔主な取組み〕

- ・ ホームページ、SNS*、広報誌等の各種媒体を通じた情報発信
→ 35ページ、42ページ
- ・ ごみ分別促進アプリ*、チャットボット*等の普及促進
→ 35ページ
- ・ 出前講座、授業の実施
→ 35ページ、43ページ、54ページ
- ・ ラムサール条約*湿地自治体認証都市として国内外に潟の魅力を広く周知
→ 41ページ
- ・ 研究者や各地域の関係者とのネットワークによる情報交換や課題解決に向けた調査・研究
→ 41ページ
- ・ 各種環境調査、事業場への立ち入りの結果の公表
→ 52～53ページ

② 学校教育の推進・生涯学習の推進

- 持続可能な社会の実現に向け、学校教育を通じて子どもたちが、よりよく問題を解決する力を養うとともに、豊かな食の恵みに感謝し、いのちや人の絆を大切にする心を育みます。
- あらゆる世代の主体的な学習活動を推進するため、高等教育機関および企業と連携しながら、時代や社会の変化ならびに学習ニーズに応じた多様な学習機会や素材の提供を効果的に進めます。

(主な取組み)

- ・がたっ子プロジェクト*SDGs授業
 - ・ESD*環境学習モデル校の支援、学習成果の展示・公表
 - ・環境副読本などの学習材料・コンテンツの提供
 - ・出前講座、授業の実施
- 35 ページ、43 ページ、54 ページ

(2) 多様な主体とのさらなる連携・協働の推進**① 市民、市民団体、学校、事業者などの協働の環境づくり**

- 様々な主体による協働の環境づくりを推進するため、事業者や市民団体などの活動を支援するとともに、協働のための体制を整備します。
- 地域コミュニティ協議会*などの地域団体と連携・協働しながら、学校での総合学習を推進するほか、地域における課題の解決を支援します。
- 事業者や市民団体などが行う環境保全活動について、さらなる情報共有、情報発信を進めます。

(主な取組み)

- ・にいがた市民環境会議*の活動支援
- ・新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議*の運営
→ 26 ページ
- ・ホームページ、SNS*、広報誌等の各種媒体を通じた情報発信（再掲）
→ 35 ページ、42 ページ

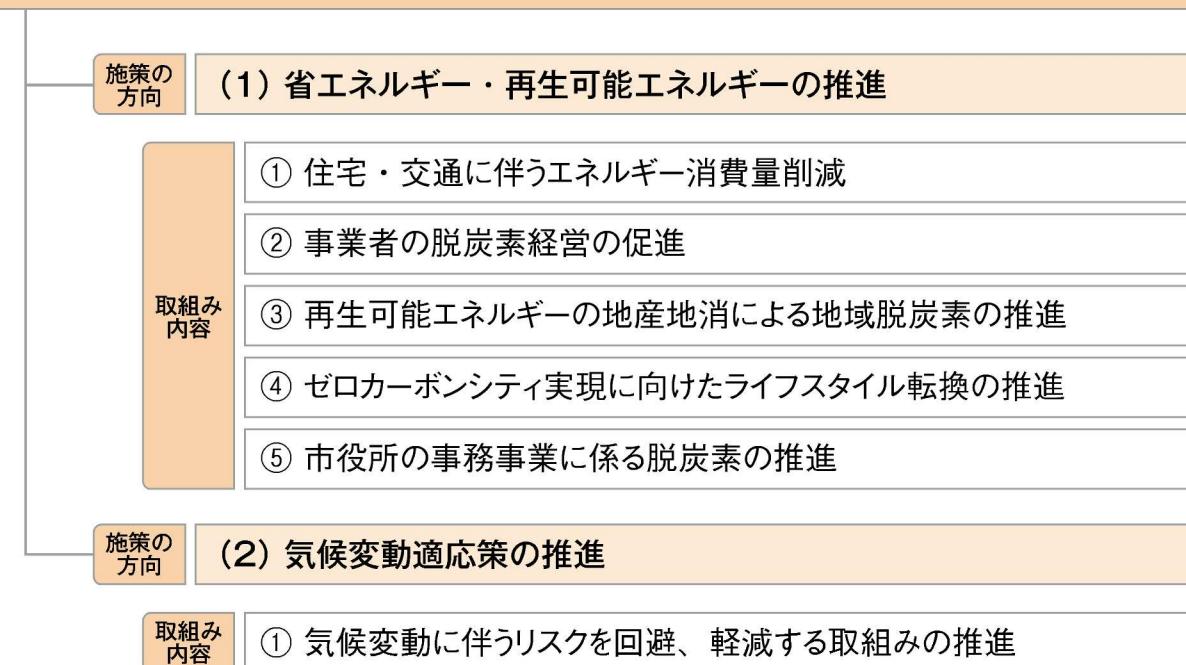
② 国、県、他自治体との広域連携の推進

- 広域が関係する環境問題に対し、国や県、他の政令指定都市や近隣市町村などと連携・協力しながら対策に取り組みます。
- また、共通の課題に取り組む全国の自治体とも連携し、施策の効果的な実施に向けた情報交換等を進めます。

◆ 成果指標

「脱炭素社会の創造」「循環型社会の推進」「自然との共生」「良好な生活環境の確保」の各施策における成果指標により確認します。

施策1 脱炭素社会の創造



◆ 施策の目指すもの

8年後（2030年）に実現を目指すまちの姿

- ゼロカーボンシティ*の実現に向け、官民一体となった取組みが進んだまち
- 徹底した省エネルギーの取組みをした上で、再生可能エネルギー*が拡大・普及し最大限に導入されているまち
- 地球温暖化や、それに伴う気候変動について、市民一人ひとりが考え、必要な行動を実践しているまち

関連するSDGsのゴール



◆ 現状と課題

市域の温室効果ガス排出量の状況

- 本市の温室効果ガス*排出量については、全体で平成25(2013)年度をピークに減少しています。
- 部門別では、産業部門が本市排出量のおよそ3分の1を占めています。基準年度となる平成25(2013)年度から排出量が約35%減少しており、産業部門での温暖化対策が着実に進んでいることがうかがえます。
- 業務部門・家庭部門を含む民生部門は、本市排出量の4割強を占めており、基準年度から約2割削減しています。エネルギー種別の排出量では、電力が約70%を占めており、電力の再生可能エネルギー*への転換が排出量削減に効果的であると考えられます。家庭部門における一人当たりの二酸化炭素(CO₂)排出量は政令指定都市中ワースト2位となっており、住宅の高断熱化や再生可能エネルギー導入など、住まいの脱炭素化への取り組みが必要です。
- また本市排出量の2割を占める運輸部門では約9割が自動車からの排出で、基準年度からの削減量が約5%にとどまっています。本市の特徴として、自動車分担率が高く、移動を自動車に依存しており、市内の自動車保有台数は増加傾向にあります。近年の車両性能の向上等に伴い排出量は増加に転じてはいませんが、過度な自動車利用からの脱却に向けた行動変容が必要です。



図2-2-1：市域の温室効果ガス排出量の推移

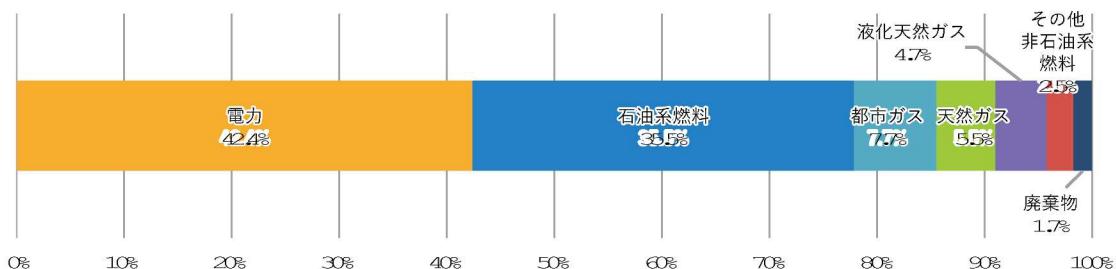


図2-2-2：本市のエネルギー別温室効果ガス排出量の内訳（令和元（2019）年度）

2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた取組みの推進

本市は令和2（2020）年12月に、2050年までに市域から排出される二酸化炭素（CO₂）を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ*」を目指すことを表明しました。この実現に向け、市民、地域の団体・事業者とのパートナーシップのもと、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー*の最大限の導入と地産地消に取り組むことで、地域の脱炭素化を進めることができます。



特徴的なゼロカーボンシティの「口」の文字は、風や土、山や緑、海や川など新潟市の風土を連想させるような図柄を、新潟市の8区のカラーの組み合わせで表現しています。そこには、市全体で一致団結してゼロカーボンシティの実現を目指していくという意味が込められています。

さらに、私たちの生活のすべての基盤となる自然や環境を表す象徴として、「葉」のシルエットを中心に添え、数字の「2」を新潟市の鳥である「ハクチョウ」に模しました。

「つなぐみらい」は、市全体で一致団結しゼロカーボンシティの実現に挑戦し、未来に生きる私たち、そしてその子どもたちへと、新潟市の豊かな自然や環境を次世代へつないでいくという想いを込めています。

図2-2-3：ゼロカーボンシティにいがた 2050 ロゴマーク

再生可能エネルギーの地産地消、地域脱炭素推進の現状

本市は令和元（2019）年に地域新電力会社*を立ち上げ、廃棄物発電など再生可能エネルギーを主とした電気を、市内公共施設を中心に供給し、エネルギーの地産地消による公共施設の低炭素化、経済活性化に取り組んできました。また、令和2（2020）年には市内事業者・団体等と「新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議*」を設立。再生可能エネルギーの最大限導入を目指した事業創出のための情報共有・勉強会などを実施してきました。



図2-2-4：新潟スワンエナジー（株）*の事業スキーム

気候変動による様々な影響と、それを可能な限り抑えるための対策の必要性

- 本市は、日本海に面した長大な海岸線、信濃川・阿賀野川という2つの大河、ラムサール条約*湿地である佐潟をはじめとした16の潟など多彩な水辺空間を有しています。また、豊かに広がる田園、里山など、四季折々に表情を変える自然環境を有するとともに、その中で暮らす多様な生物と共生しています。
- 一方、本市の年平均気温は、下図のとおり100年あたり約1.4°C上昇しています。気候の変化に伴い、一等米比率の低下や短時間強雨・大雨の発生、熱中症搬送者数の増加など、本市にも様々な影響がみられています。将来的にはこれらの影響が顕著となることが予測される中、海面より低い土地が多く、また農業が基幹産業である本市では、気候変動による自然災害リスクは常に隣り合わせであり、市民生活の大きな脅威となっています。温暖化を抑える緩和策とともに、すでに起きている、また将来的に予測される影響の回避・軽減するための取り組みが必要です。

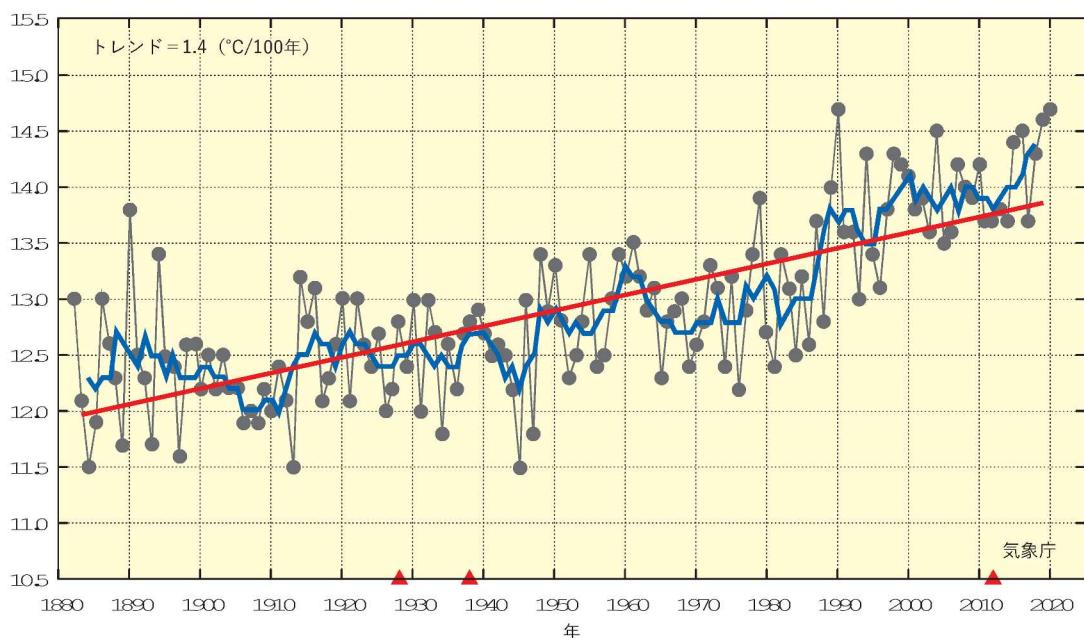


図2-2-5：本市の気温の推移

◆ 施策の方向と取組み内容

(1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

① 住宅・交通に伴うエネルギー消費量削減

- 本市では、一戸建ての割合が比較的高く、また、延べ床面積（建物の各階の床面積合計）が大きいという特徴があることから、冷暖房の必要範囲が増え、二酸化炭素（CO₂）排出量が比較的多くなっていると考えられます。家庭部門への対策として、住宅の高断熱化や高効率な省エネルギー設備、太陽光発電設備の設置などについて、市民が選択しやすい環境づくりをすることにより、消費エネルギー収支ゼロを目指したZEH*（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及に努めます。
- 自動車依存度の高い本市運輸部門への対策として、過度な自動車利用を見直し公共交通・自転車の利用、徒歩などへの転換を促すとともに、次世代モビリティの普及を推進し、自動車単体の排出量を削減していきます。
- 住宅断熱による快適性の向上やヒートショック*予防など健康面への効果のほか、太陽光発電設備及び電気自動車（EV）導入による平時の光熱費削減や災害時の蓄電池としての活用など、様々な副次的効果の普及啓発を行っていきます。

〔主な取組み〕

- ・ ZEHの普及啓発・促進
- ・ 既存住宅等の省エネルギーリフォームの促進
- ・ 次世代自動車*の普及啓発
- ・ 再生可能エネルギー*導入の促進
- ・ 交通ネットワークの強化・充実
- ・ 市民を対象としたモビリティ・マネジメント*による意識啓発

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）台数	EV：1,138台 PHV：946台 FCV：36台（県内）	EV・PHV：93,000台 FCV：6,000台
新築住宅のうち省エネルギーに配慮した住宅の割合（※1）	28.6%	100%
「自家用車に頼らなくても移動しやすいまち」と思う市民の割合（※2）	16.9% (令和4（2022）年度)	21.0%

※1 新築住宅のうち、省エネルギーに配慮した住宅（「建築物省エネルギー法の届出のうち、省エネルギー基準に適合している住宅」、「長期優良住宅」、「低炭素建築物認定を受けた住宅」）の割合。2025（令和7）年度より省エネルギー基準適合が義務化となる。

※2 市総合計画の成果指標に関する市民へのアンケート調査による

② 事業者の脱炭素経営の促進

●電力やガスを含む各種関係事業者、金融機関、行政機関などで構成される、新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議*では、これまで参加者主体の0円ソーラー事業*や太陽光共同購入キャンペーン*といった事業を創出してきました。引き続き再生可能エネルギー*の大量導入を目指す仕組みづくりに取り組むとともに、中小企業に対する脱炭素経営*に向けた支援を行います。

〔主な取組み〕

- ・新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議の運営
- ・再生可能エネルギー導入の促進（再掲）

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
事業者と連携した低炭素化推進事業の実施件数	11件	前年度以上

③ 再生可能エネルギーの地産地消による地域脱炭素の推進

●これまで太陽光発電事業の実績を重ねてきた地域新電力会社*や、国内外の先進事例など情報共有を図ってきた新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議会員などの事業者と連携し、引き続き太陽光・廃棄物発電や熱利用など、再生可能エネルギーの地産地消に取り組みます。

〔主な取組み〕

- ・新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議の運営（再掲）
- ・再生可能エネルギー導入の促進（再掲）



新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議

④ ゼロカーボンシティ実現に向けたライフスタイル転換の推進

- ゼロカーボンシティ*実現に向け、各主体の一人ひとりが「自分ごと」として捉え、誰もが脱炭素型ライフスタイルへの転換（再エネ・省エネ機器やサービス導入、省エネルギー行動も含む）の必要性について理解し、自ら率先して行動できる社会を目指します。
- 都市部や生活圏において、多様なライフスタイルに合わせた環境に優しい移動手段として、歩行空間や自転車利用環境の向上に取り組みます。
- 公共交通の利用促進に向けて、デジタル技術を活用した情報提供の充実や市民を対象としたモビリティ・マネジメント*による意識啓発に取り組みます。

〔主な取組み〕

- ・ Z E H*の普及啓発・促進（再掲）
- ・ 既存住宅等の省エネルギーリフォームの促進（再掲）
- ・ 次世代自動車*の普及啓発（再掲）
- ・ 再生可能エネルギー*導入の促進（再掲）
- ・ 交通ネットワークの強化・充実（再掲）
- ・ 市民を対象としたモビリティ・マネジメントによる意識啓発（再掲）

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
電気自動車（E V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）、燃料電池自動車（F C V）台数（再掲）	E V：1,138 台 P H V：946 台 F C V：36 台（県内）	E V・P H V：93,000 台 F C V：6,000 台
新築住宅のうち省エネルギーに配慮した住宅の割合（再掲）	28.6%	100%
「自家用車に頼らなくても移動しやすいまち」と思う市民の割合（再掲）	16.9% (令和4年度)	21.0%

⑤ 市役所の事務事業に係る脱炭素の推進

- 市役所も二酸化炭素（CO₂）を多量に排出する大規模な事業所の一つとして、率先した取組みを進めます。公共施設の消費エネルギー収支ゼロを目指したZ E B*（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の推進や、公用車の次世代自動車導入など徹底した省エネルギーに努めるとともに、最大限の再生可能エネルギーの導入に取り組み、市役所の事務事業に係る脱炭素を推進します。

〔主な取組み〕

- ・ 新潟市地球温暖化対策実行計画（市役所率先実行版）*の推進

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
新潟市の事務事業からの温室効果ガス排出量	163,696t-CO ₂	111,203t-CO ₂

(2) 気候変動適応策の推進

① 気候変動に伴うリスクを回避、軽減する取組みの推進

- 気候変動の影響を踏まえ、緊急性が高い地区を優先した浸水対策施設の整備等を推進し、自然災害被害の未然防止に努めるとともに、防災拠点等の能力向上を図ります。また、ハザードマップ*や避難情報発令等、避難・誘導に関する情報提供や啓発を推進します。
- 既に増加傾向がみられる熱中症への対策のため、予防・対処法などの注意喚起や情報提供に努めるほか、国の動向を踏まえた対策を推進します。また、将来的に発生リスクが懸念されている感染症に関する情報提供等、感染対策の推進に努めます。
- 農業等への気候変動による影響を鑑み、高温や動物感染症の発生増加、多雨・強雨の増加や渴水リスクなどを想定し、それぞれの変化に対応するための取組みを推進します。
- 自然災害の発生時には迅速に都市や地域の機能を回復できるよう、地域のインフラのみならず、自助・共助を含めた地域の復元力・回復力（レジリエンス）を強化していきます。

〔主な取組み〕

- ・ 热中症等に関する予防広報をはじめとした対策の実施
- ・ 自然災害対策の推進
- ・ 浸水対策の推進

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
浸水対策率	73.4%	79.9%

◆ 成果指標

市域から排出される温室効果ガス*の削減量（平成25年度比）		
現状値 平成30（2018）年度	中間目標 令和8（2026）年度	最終目標 令和12（2030）年度
△18.8%	現状より削減	国の削減目標 (△46%) 以上

施策2 循環型社会の推進

施策の方向	(1) 3Rの推進によるごみの減量
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 資源循環と意識啓発のさらなる推進 ② 事業者による環境配慮活動 ③ 食品ロスの削減 ④ プラスチックの資源循環
施策の方向	(2) 地域の環境美化の推進
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ① きれいなまちづくりの推進
施策の方向	(3) 持続可能なごみ処理体制の整備
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 安定的かつ効率的なごみ処理体制の整備 ② 大規模災害に備えた体制の整備

◆ 施策の目指すもの

8年後（2030年）に実現を目指すまちの姿

- 3 R *の意識が浸透し、さらなるごみの減量・資源化が進んだまち
- 安定かつ効率的な収集・処理体制により、ごみが適正に処理、処分されているまち
- 多様な主体と連携、協働した環境美化活動が積極的に行われるまち

関連するSDGsのゴール



◆ 現状と課題

ごみ排出量と新たな課題

- 近年、ごみの排出量は横ばいの状態であるとともに、ごみ・資源の組成についても大きな変化は見られず、ほかの政令指定都市と比較すると令和2（2020）年度のリサイクル率は3位となっています。

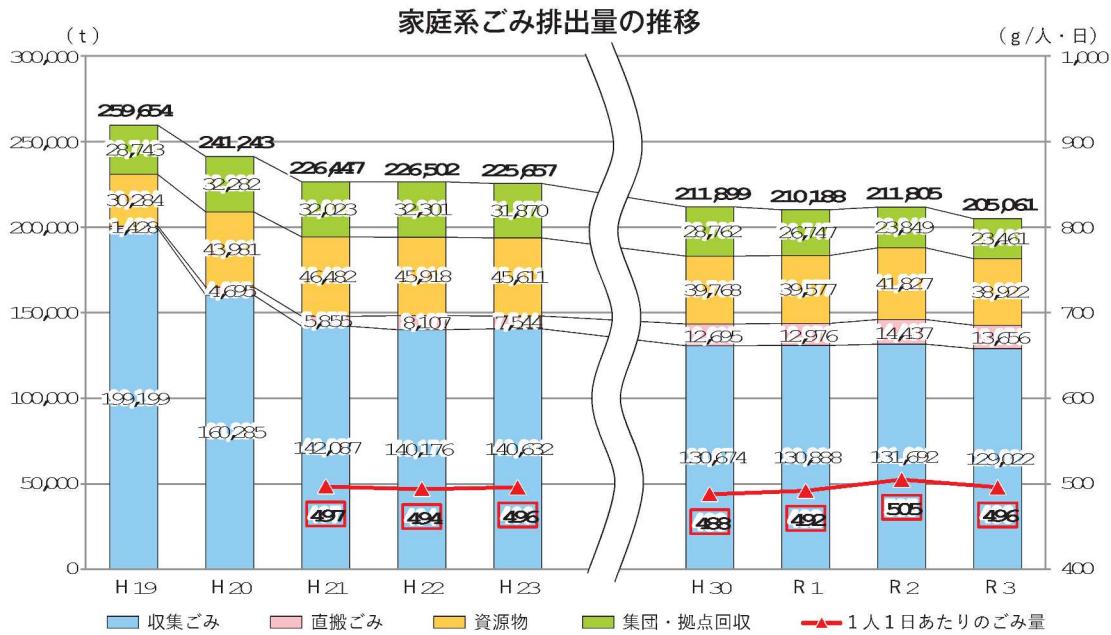


図 2-2-6：家庭系ごみ排出量の推移

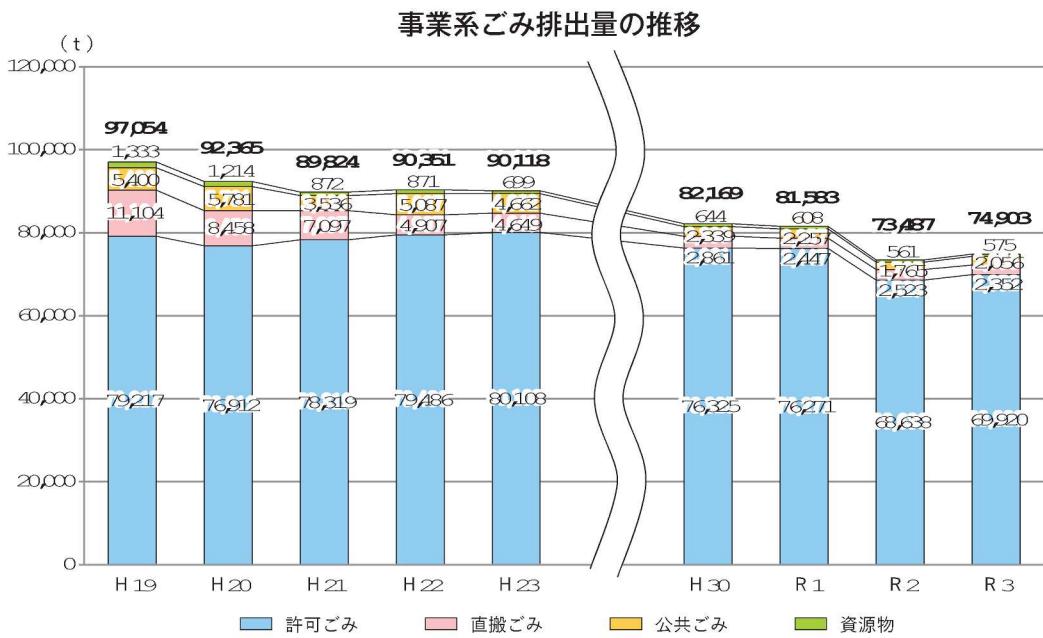
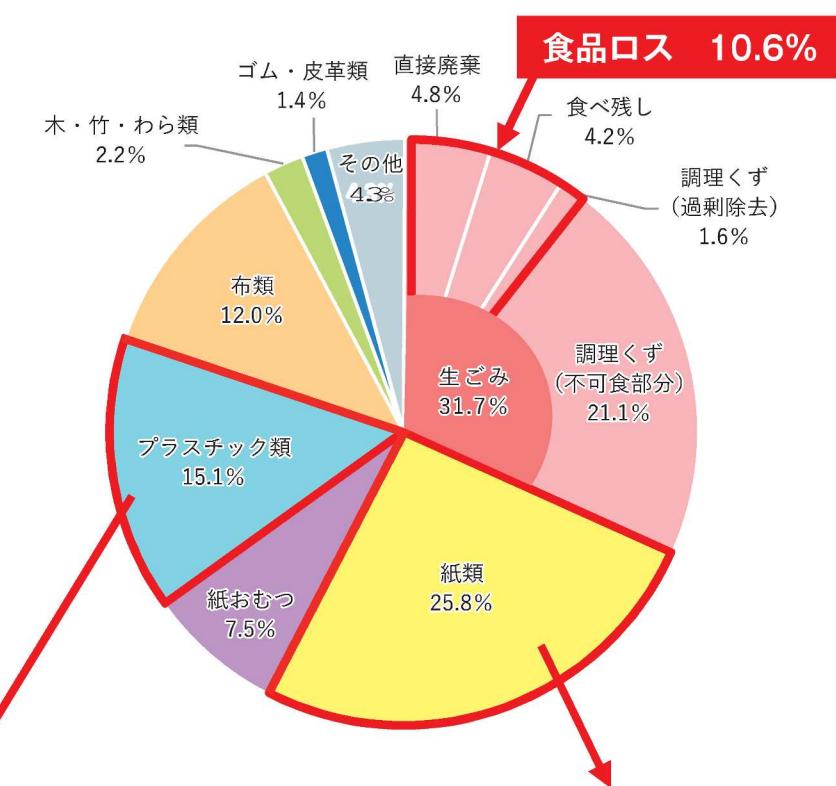


図 2-2-7：事業系ごみ排出量の推移

- また、燃やすごみに資源化可能な品目（雑がみ、新聞紙、プラマーク容器包装など）が排出されていることから、さらなる分別の推進が必要であり、効果的な広報を進めていく必要があります。一方、過度に汚れたプラマーク容器包装やペットボトルはリサイクルできないほか、洗浄による河川等への環境負荷につながる懼れもあることから、ごみや資源物の出し方について適切に広報していく必要があります。
- 食品ロス*については、国際的にも関心が高まっていますが（5ページ参照）1人1日当たり換算で、全国で約113g、本市でも約94gの食べ物が捨てられています。令和3（2021）年度に家庭系燃やすごみの組成割合を調査したところ、生ごみの約3分の1、全体の10.6%を食品ロスが占めていました。このことから、発生抑制につながる食品ロスの削減に向けた取り組みを進める必要があります。



プラスチック類内訳 (%)		
資源物	品目	割合 (%)
	ペットボトル	0.3
	プラマーク容器包装	6.1
	計	6.4
	その他プラスチック	8.7
	計	15.1

紙類内訳 (%)		
資源物	品目	割合 (%)
	新聞紙	2.1
	雑誌・雑がみ	9.0
	段ボール	0.6
	紙パック	0.4
	計	12.1
	その他紙類	13.7
	計	25.8

図2-2-8：家庭系燃やすごみの組成割合（全市加重平均）（令和3（2021）年度調査）

安定かつ効率的なごみ処理体制の構築

- 現在稼働している4つの焼却施設のうち、新田清掃センターを除く3施設が更新時期もしくは更新を検討する時期となっているほか、将来的には人口減少や3R*推進によりごみ排出量の減少が見込まれることから、安定かつ効率的なごみ処理体制を構築するため施設の更新とさらなる統廃合を進める必要があります。
- また、災害時に必要となる体制や処理能力等は災害廃棄物処理計画に定めていますが、仮置場候補地の選定や民間事業者、関係機関等との連携強化により、計画の実効性を高めていく必要があります。

環境美化活動の推進

- 自治会・町内会をはじめとした各種団体により行われている地域の清掃活動や美化活動に対し支援を行い、環境美化活動の機会の確保に取り組んでいます。
- 令和4（2022）年度に実施した市民アンケート項目「環境を良くする行動の取り組み状況」において、「地域の環境保全活動に参加している」や「住まい周辺を自発的に清掃している」の取組み状況が低いことから、幅広い年齢層が環境美化活動に参加しやすい啓発手法の検討が必要です。
- また、ごみのポイ捨てが無いなどの「市民のマナーの良さ」についての満足度が約半数と低いことから、ポイ捨て抑制といったマナーの向上を図るほか、環境美化意識の醸成を図る必要があります。

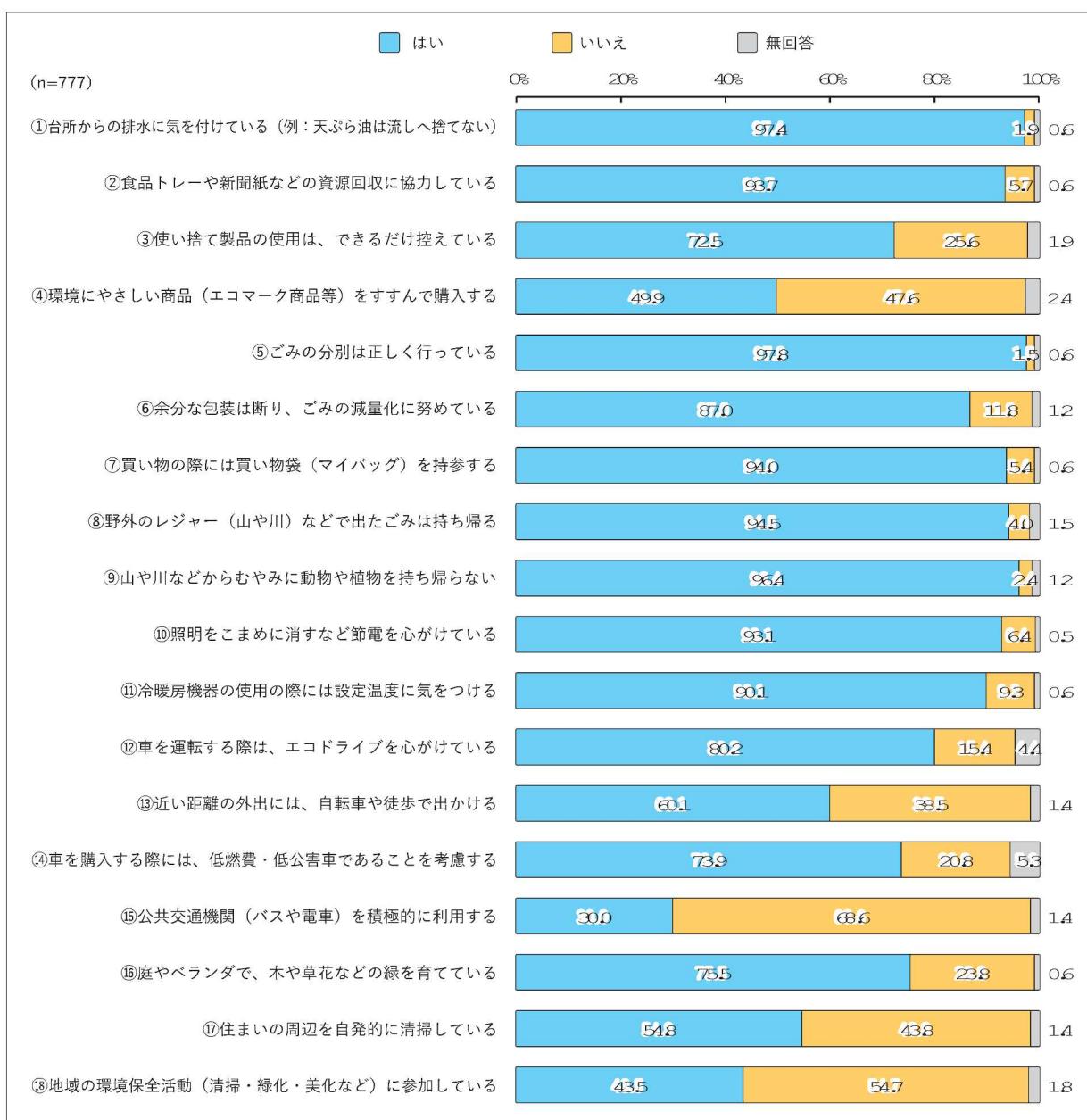


図 2-2-9：令和4（2022）年度本計画策定時の市民アンケートの結果
(環境を良くする行動の取り組み状況)

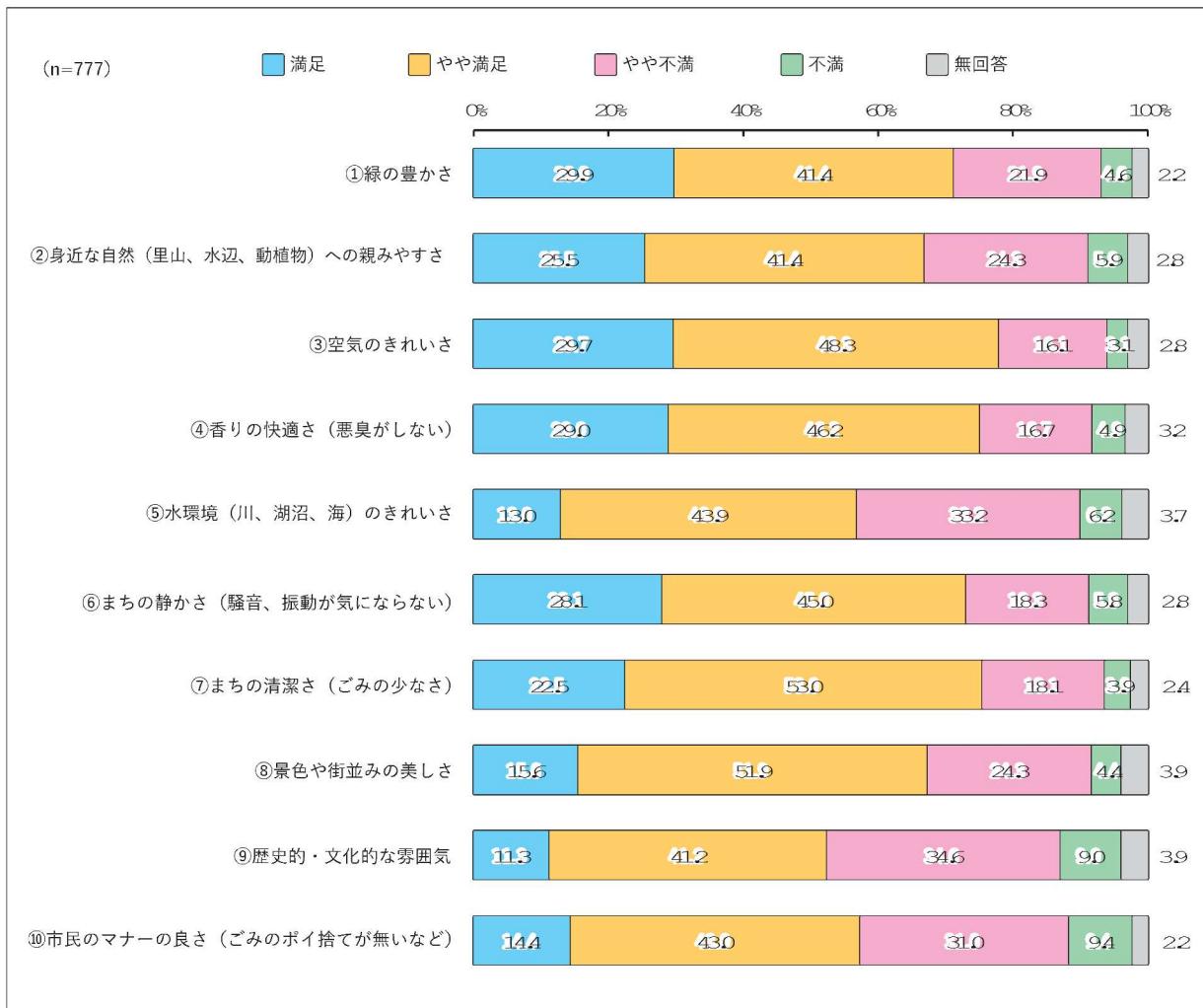


図 2-2-10：令和4（2022）年度本計画策定時の市民アンケートの結果（周辺の環境への満足度）

◆ 施策の方向と取組み内容

(1) 3Rの推進によるごみの減量

① 資源循環と意識啓発のさらなる推進

- 3R*(リデュース・リユース・リサイクル)の優先順位に従い、廃棄物の減量をはじめ、分別の徹底及び適正処理をより一層促進することでさらなる資源循環を進めます。
- また、ごみの減量・資源化を推進するため、市民・事業者に向けて、多様な媒体の活用により、分かりやすい情報を幅広く発信し、情報提供を充実します。
- ごみの減量や資源化につながる行動を実践するために重要な環境意識の向上を図るため、子どもや若年層を対象とした環境教育を充実させます。
- 家庭から発生する生ごみを資源として活用できるよう、リサイクルに関する手法を提供します。
- 資源物の拠点回収や自治会等で実施する集団資源回収など、より資源として排出しやすい環境を整備します。

〔主な取組み〕

- ・ 各種媒体による情報発信
- ・ ごみ分別促進アプリ*、チャットボット*等の普及促進
- ・ 出前講座、授業の実施
- ・ 段ボールコンポスト*の普及啓発
- ・ 使用済小型家電や古紙類など資源排出機会の提供
- ・ 集団資源回収の支援

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
家庭系ごみ量（1人1日あたり）	496g/人・日	448g/人・日
事業系ごみ排出量	74,903t	72,500t
リサイクル率	24.4%	27.6%

② 事業者による環境配慮活動の促進

●事業者による環境に配慮した独自の取組みを応援し、企業価値の向上、認知度アップにつなげます。

〔主な取組み〕

- ・環境優良事業者等認定制度

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
環境優良事業者等認定制度の認定事業所数	380 事業所 (令和4（2022）年度見込み)	460 事業所



環境優良事業者等認定制度は、環境分野における様々な課題解決に向け、SDGs*（持続可能な開発目標）の環境関連のゴールやターゲットを意識し、積極的に取り組む市内事業者等を、環境優良事業者等（愛称 ONE カンパニー）に認定する制度です。
「Official Niigata Eco」の略で ONE カンパニーとしています。環境課題に皆が一つ（ONE）になって取り組むという意味も込められています。

図 2-2-11：ONE カンパニー ロゴマーク

③ 食品ロスの削減

●食品ロス*の削減に向けて、市民、事業者、関係機関等との協働による取組みを進めています。

〔主な取組み〕

- ・事業者と連携したフードシェアリングの推進

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
食品ロス量（※）	27,053t	28,700t
家庭系ごみ量（1人1日あたり）（再掲）	496g/人・日	448g/人・日
事業系ごみ排出量（再掲）	74,903t	72,500t

※1 食品ロス量の目標値は、令和2（2020）年度に策定した「新潟市一般廃棄物処理基本計画」に設定されている目標値。現状値は、令和3（2021）年度に実施したごみ資源組成調査及び家庭系ごみ量の実績値より推計。



株式会社クラダシとの連携協定締結式

2022年3月31日、本市と株式会社クラダシ（東京都品川区）は、「食品ロス削減に向けた連携協定」を締結しました。

今後は、協定に基づき、食品ロス削減に向けた取組みを連携して進めていきます。

※株式会社クラダシは、ショッピングサイト「Kuradashi」を通じて、賞味期限間近の食品等の販売を促進し、食品ロス削減を図るとともに、社会貢献活動団体への支援も実施する企業です。

④ プラスチックの資源循環

●プラスチックごみの削減に向けた取組みを拡大し、ごみをなるべく出さないライフスタイルへの転換を促していきます。

〔主な取組み〕

- ・各種媒体による情報発信（再掲）
- ・マイボトルの利用促進
- ・リユース食器*の普及啓発

（2）地域の環境美化の推進

① きれいなまちづくりの推進

- 幅広い年齢層が参加しやすい啓発手法を検討しながら、多様な主体と連携・協働した環境美化活動を推進します。
- 地域で自主的に行われる清掃・美化活動に対し、引き続き支援を行い、環境美化に取り組む機運の醸成を図ります。
- ぽい捨て防止などの取組みを進めるとともに、環境美化意識や市民マナーの向上を図ります。
- また、近年社会問題化している海洋ごみについては、まちなかで発生したごみが「海ごみ」につながることについて、周知・啓発を進めます。

〔主な取組み〕

- ・地域清掃活動等への補助



海岸清掃活動



地域美化活動

(3) 持続可能なごみ処理体制の整備

① 安定的かつ効率的なごみ処理体制の整備

●人口減少や3R*推進によるごみ排出量の減少を見据え、安全・安定はもとより、温室効果ガス*の削減や廃棄物エネルギーの活用を考慮したごみ処理施設の統合や更新に取り組みます。あわせて、破碎・選別施設の統合や民間処理委託のほか、収集方法や運搬体制のあり方についても検討し、安定かつ効率的なごみ処理体制の整備を進めます。

[主な取組み]

- ・ごみ処理施設の統合、更新

② 大規模災害に備えた体制の整備

●災害時に備えた体制整備として、災害廃棄物処理計画の実効性を確保するとともに、発災時の円滑かつ迅速な対応につながるよう、具体的なマニュアルの整備や国・県をはじめとする関係機関や民間事業者等との連携強化を進めます。

[主な取組み]

- ・大規模災害に備えた広報、初動、仮置場運営マニュアルの整備
- ・災害廃棄物仮置場の候補地選定
- ・研修会の実施、参加

◆ 成果指標

1人1日あたりごみ総排出量		
現状値 令和3(2021)年度	中間目標 令和8(2026)年度	最終目標 令和12(2030)年度
978g/人・日	968g/人・日	948g/人・日

施策3 自然との共生

施策の方向	(1) 生物多様性の保全
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 湿地の保全及び賢明な利用の促進 ② 在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生 ③ 環境への負荷が少ない農業の推進
施策の方向	(2) 自然環境の持続可能な利用
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 湿地の保全及び賢明な利用の促進（再掲） ② 市民が潤いと安らぎを得られる機会の創出 ② 自然環境の保全に配慮した事業活動の推進

◆ 施策の目指すもの

8年後（2030年）に実現を目指すまちの姿

- まちを包み込む多様な自然環境が保全され、多くの命と共に生きる暮らしを創出するまち

関連するSDGsのゴール・ターゲット



◆ 現状と課題

人の関わりによって形成された自然環境

- 本市は、政令指定都市でありながら、多様な自然環境を有しています。本市の自然環境は、私たちの先人が地域の環境とともに知恵と工夫を重ねて育んできた結果として存在しています。
- この自然環境は、本市の大切な資源であり、将来世代に引き継ぐべき財産でもあります。今後もこれらの豊かな自然環境を守るため、市民や様々な主体と連携・協働しながら保全活動を進めていく必要があります。

水辺環境に恵まれた都市

- 本市は、信濃川、阿賀野川の2つの大河をはじめ、ラムサール条約*湿地である佐潟、福島潟や鳥屋野潟などの里潟*を有し、水辺環境に恵まれた都市です。
- その水辺環境の広がる越後平野で越冬するコハクチョウの数は日本一であり、晩秋から冬季にかけてコハクチョウや天然記念物オオヒシクイのいる水辺の様子は、本市を代表する景観の一つです。
- 令和4(2022)年11月には、潟をはじめとする湿地に関する取組みが国際的に評価され、ラムサール条約の湿地自治体に国内で初めて認証されました。



図 2-2-12：新潟市の主な湖沼「潟」

都市部に隣接する里山や田園

- オオタカやギフチョウなどの希少種をはじめ、多様な動植物が生息・生育するにいつ丘陵や角田山、多宝山などの里山が都市部に隣接しており、市民が自然とふれあう機会や、保全活動などに参加する機会が身近にあります。
- 本市の水田面積は市域の約4割を占め、市町村別では日本一となっています。水田は、ラムサール条約*にも定義されている湿地の一つで、生物多様性の保全に資する重要な場所です。田園環境は、食料生産や良好な景観の形成といった役割を担うとともに、落穂や二番穂*を餌とするコハクチョウやオオヒシクイの餌場となるなど、生命をつなぐ大切な役割も担っています。

人の活動や開発による危機

- 里山の雪割草や砂丘地の貴重な植物の盗掘による希少種の減少・消失のほか、農業用水路（用水路、排水路）や河川の整備、道路整備によるコンクリート化、市街化区域の拡大を要因とした動植物の生息・生育環境や移動経路の消失に伴う種及び個体数の減少などが確認されています。

人により持ち込まれた外来生物による危機

- 路傍や河川敷でのオオキンケイギク、アレチウリやセイタカアワダチソウなどの分布拡大により、在来種の生育域の減少がみられます。また、飼いきれなくなったペットの野外への遺棄による在来種の生息環境への影響も懸念されています。

◆ 施策の方向と取組み内容

(1) 生物多様性の保全

① 湿地の保全及び賢明な利用の促進

- ラムサール条約湿地自治体認証制度に基づく、国内初の認証を受けた都市として、地域や事業者と連携・協働し、ラムサール条約湿地である佐潟をはじめとした里潟の保全に取り組み、生物多様性*の保全と自然環境の賢明な利用*につなげます。

〔主な取組み〕

- ・ラムサール条約湿地の佐潟をはじめとする里潟*の環境保全
- ・ラムサール条約湿地自治体認証都市として国内外に潟の魅力を広く周知
- ・研究者や各地域の関係者とのネットワークによる情報交換や課題解決に向けた調査・研究



潟普請*の様子



潟船体験（佐潟）

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
コハクチョウ越冬数	日本一 (11,868羽)	日本一

② 在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生

- 本市で見ることができる様々な在来の動植物が、将来にわたり生息・生育しつづけることができるよう環境の保全を図るとともに、本市の生物多様性*に大きな影響を与えていたる外来生物について、状況を把握し情報発信に努めます。
- 農業の有する多面的機能を活用し、ハクチョウをはじめとした多様な生き物が生息できる環境を確保するなど、生態系の保全に努めます。

〔主な取組み〕

- ・ホームページなどを活用した情報発信
- ・冬みず田んぼ*など水鳥のえさ場や休憩場所を保全する取組み
- ・環境用水*の導入推進
- ・30by30（サーティーバイサーティー）目標*に資する情報の収集・発信

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
特定外来生物*の種類	14種	現状維持

③ 環境への負荷が少ない農業の推進

- 循環型農業*や効率的な農業経営の推進など、環境負荷を低減した農業生産を推進し、持続可能な農業を実現します。

〔主な取組み〕

- ・化学肥料や化学合成農薬の低減、堆肥を利用した土づくり
- ・農業の環境負荷低減に向けた技術的支援

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
環境への負荷を低減させる取組みを行う農地の面積	31,403a	58,000a

（2）自然環境の持続的な利用**① 湿地の保全及び賢明な利用の促進（再掲）→41ページ**

- ラムサール条約*湿地自治体認証制度に基づく、国内初の認証を受けた都市として、地域や民間事業者と連携・協働し、ラムサール条約湿地である佐潟をはじめとした里潟の保全に取り組み、生物多様性*の保全と自然環境の賢明な利用*につなげます。

〔主な取組み〕

- ・ラムサール条約湿地の佐潟をはじめとする里潟*の環境保全
- ・ラムサール条約湿地自治体認証都市として国内外に潟の魅力を広く周知
- ・研究者や各地域の関係者とのネットワークによる情報交換や課題解決に向けた調査・研究

② 市民が潤いと安らぎを得られる機会の創出

- 関係機関と連携して、生き物の魅力や自然環境に対する知識を学ぶ機会を提供するなど、自然を尊び、親しむ機運を醸成します。

〔主な取組み〕

- ・出前授業等の実施
- ・自然観察会・体験会の実施



昆虫観察会



探鳥会

③ 自然環境の保全に配慮した事業活動の推進

- 環境影響評価法*などの環境法令を適正に運用し、開発事業における環境負荷の回避、低減や代替措置について促します。(関連：施策4（2）事前配慮の推進、55ページ)
- 事業活動に伴う環境負荷を低減し、生物多様性*の保全に努めます。

(主な取組み)

- ・ 環境影響評価法、新潟市環境影響評価条例*の運用
- ・ 各種環境監視

◆ 成果指標

OECM（※）等の市内の陸域（内陸水域含む）における面積割合		
現状値 令和3（2021）年度	中間目標 令和8（2026）年度	最終目標 令和12（2030）年度
11.8%	13.4%	15.0%

※ 国定公園などの保護地域および保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

施策4 良好的な生活環境の確保

施策の方向

(1) 環境負荷の低減・抑制

取組み内容

① 大気環境の保全

② 水環境の保全

③ 騒音・振動対策

④ 土壌・地盤環境の保全

⑤ 化学物質対策

⑥ 生活排水対策

⑦ 環境への負荷が少ない農業の推進（再掲）

施策の方向

(2) 環境保全のための事前配慮の推進

取組み内容

① 開発等に伴う事前配慮の推進

◆ 施策の目指すもの

8年後（2030年）に実現を目指すまちの姿

- 大気、水、音などの環境が良好に保たれたまち
- 環境に配慮した事業活動や市民生活が行われ、自然環境や生活環境が良好に保たれたまち

関連するSDGsのゴール



◆ 現状と課題

生活環境

- 本市は都市部と田園地域との調和が保たれた暮らしやすい都市であり、身近に自然を感じられる生活環境を有しています。
- 主要な環境項目の環境基準*達成率は高く、大気環境、水環境及び音環境などは概ね良好な状況です。
- 市総合計画策定時に行った市民へのアンケート調査（令和4（2022）年度実施）では、生活環境について肯定的な回答が76.8%で、多くの市民から現状の生活環境に対して満足をいただいているいます。

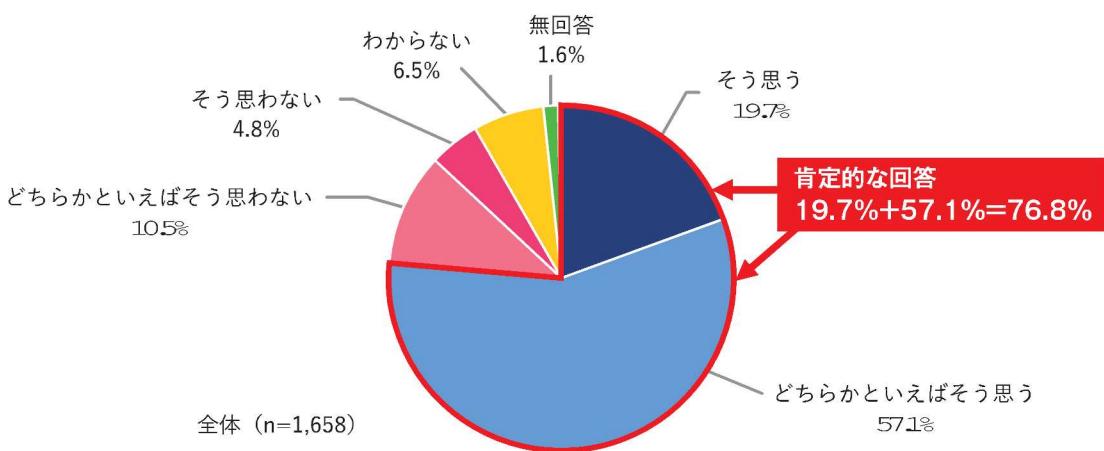


図 2-2-13：令和4（2022）年度市総合計画策定時に行った市民アンケートの結果

- 一方、本市は政令指定都市として多くの人口を有し、港湾・空港・鉄道・道路などの社会インフラや工場・事業所などが集中するなど環境負荷の発生量も大きいことから、良好な生活環境を確保していくためには、継続的な環境負荷低減の取組みが必要となっています。
- 生活様式、価値観の多様化にともない、生活騒音や悪臭等の近隣苦情も発生しています。日常生活における近隣住民への配慮も必要となっています。

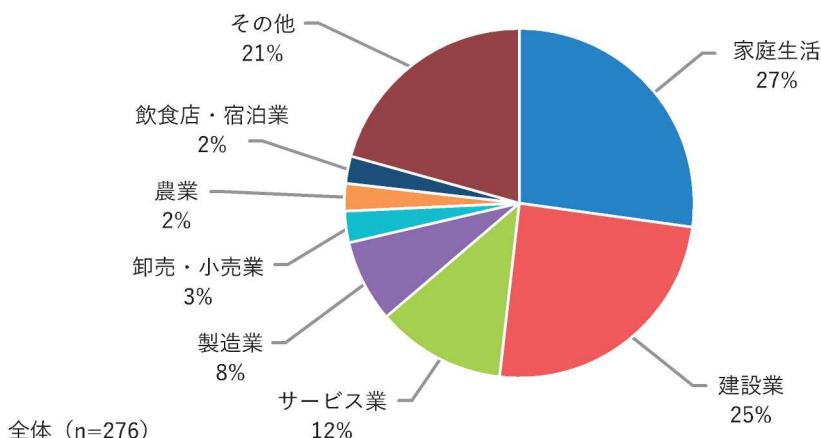


図 2-2-14：令和3（2021）年度公害苦情の内訳

大気環境

- 市内の 大気環境は、工場・自動車等への排ガス規制強化等の進展により概ね良好な状況が保たれています。
- 令和3（2021）年度の調査では環境基準*が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM 2.5）、一酸化炭素、ダイオキシン類については、全測定地点で環境基準を達成しました。
- 一方、光化学オキシダントについては全測定地点で環境基準未達成となっており、その原因として越境大気汚染の影響も考えられることから、国や他の自治体等と連携した広域的な監視等の取組みが必要となっています。
- また、アスベスト除去を伴う解体等工事が令和10（2028）年頃をピークに今後も増加することが見込まれており、これらへの適切な対応が求められています。
- 悪臭については、一部の事業場（畜産施設や化製工場など）からの臭気についての苦情が寄せられるケースがあります。

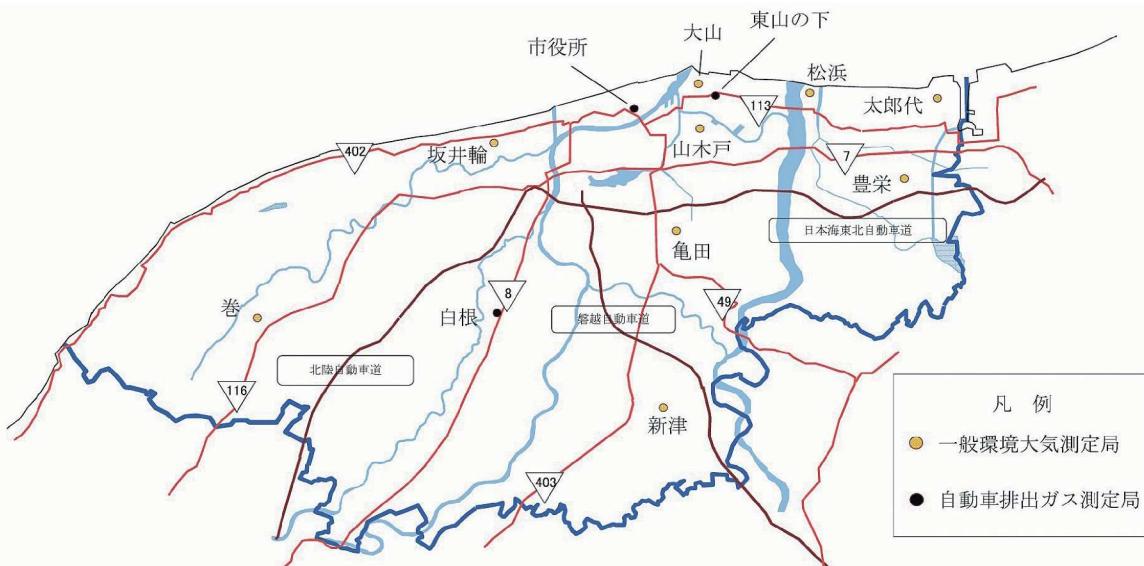


図 2-2-15：大気常時監視測定期網

表 2-2-1：令和3（2021）年度測定期局環境基準達成状況

		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学 オキシダント	浮遊粒子状 物質	微小粒子状 物質	一酸化炭素	ダイオキシン 類
一般環境 大気 測定期局	豊栄	—	○	×	—	—	—	—
	太郎代	○	○	×	○	○	—	—
	松浜	○	○	×	○	○	—	○
	大山	○	○	×	○	○	—	—
	山木戸	○	○	×	○	○	—	—
	亀田	—	○	×	○	○	—	—
	新津	—	○	×	—	○	—	—
	坂井輪	—	○	×	—	○	—	○
	巻	—	○	×	—	○	—	○
測定期 ガス 排出 自動車	東山の下	—	○	—	○	○	○	—
	市役所	—	○	×	—	○	—	○
	白根	—	—	×	○	○	○	—

(注) 表内の「○」は達成、「×」は未達成を示す。
二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の日平均値により評価を行う。
二酸化窒素については、1H平均値の低い方から98%に相当するものにより評価を行う。

水環境

- 市内河川の水質は、工場等への規制強化や下水道整備の進展等により概ね良好な状況が保たれています。
- 令和3（2021）年度の調査では海域、河川、湖沼及び地下水等の水質は、河川等では生物化学的酸素要求量（BOD）*が全河川（17 水域）で環境基準*を達成しましたが、湖沼・海域の化学的酸素要求量（COD）*は、海域の3水域（全6水域）で環境基準未達成となっています。
- 河川、湖沼及び地下水等のダイオキシン類の調査では、1地点（全11地点）で環境基準未達成となっています。



図 2-2-16：令和3（2021）年度水質調査結果（BOD、COD）

表 2-2-2：令和3（2021）年度ダイオキシン類調査結果

河川名	地点名	結果	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
(基準：1 以下)			
能代川	結地先（大島橋）	0.70	0.41
小阿賀野川	新瀬橋	0.32	0.50
西川	亀貝橋	0.54	18
大通川	大通橋	1.0	6.6
新川	横尾大橋	0.52	23
通船川	山ノ下橋	0.26	26
栗ノ木川	両新橋	0.45	19
鳥屋野潟	弁天橋	0.22	8.3
中ノ口川	西信濃川大橋	0.49	0.25
福島潟	潟口橋	1.5	11
新井郷川	大正橋	0.94	17

騒音・振動

- 令和3（2021）年度の自動車騒音調査では幹線道路沿線の対象戸数の99.5%で環境基準*を達成しました。
- 航空機騒音調査では全調査地点（14地点）で環境基準を達成しましたが、新幹線騒音調査では全調査地点（6地点）で未達成となっています。
- 近年生活様式の多様化などに伴い、市民生活から発生する音が苦情となるケースも見られます。

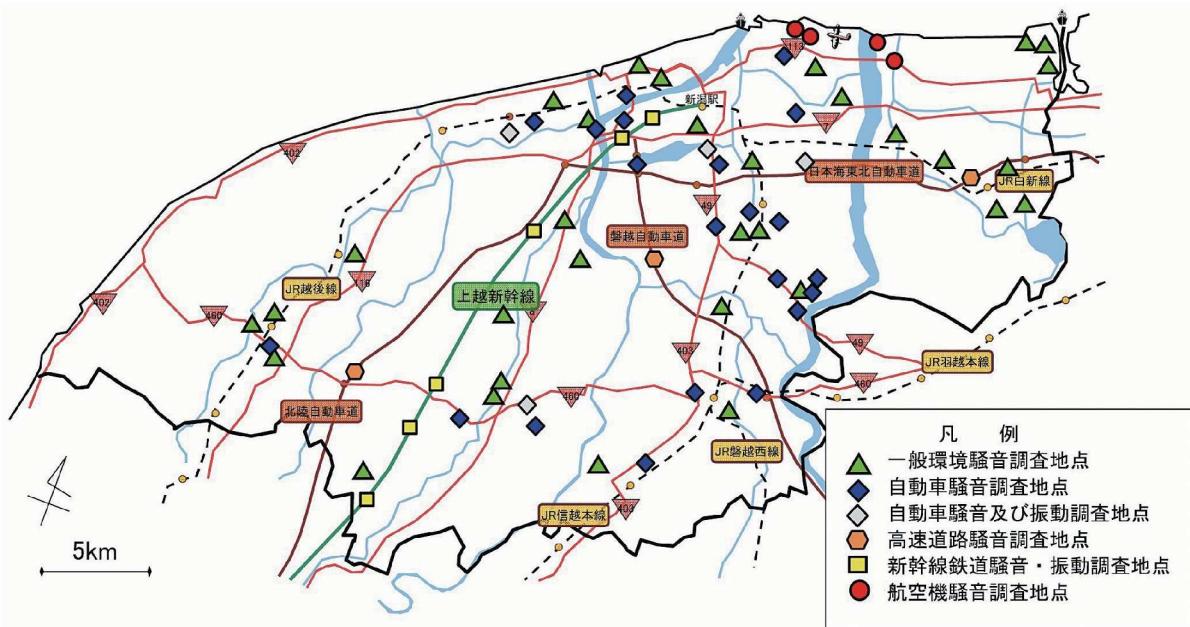


図 2-2-17：騒音・振動調査地点位置

表 2-2-3：令和3（2021）年度新幹線騒音調査結果

調査地域名		環境基準の 地域類型	環境基準値 (dB)	騒音レベル (dB)
1	中央区上近江	I	70	73
2	中央区大島			71
3	西区鳥原			73
4	西蒲区井隨			72
5	南区釣寄			72
6	西蒲区中之口			71

土壤・地盤環境

（土壤環境）

- 本市の土壤環境については、事業場に起因する汚染や自然由来の要因などにより、重金属や揮発性有機化合物等の汚染事例が発生しています。
- 汚染土壤やそれから溶出した有害物質を含む地下水を経口摂取すると健康被害を生じるおそれがあるため、汚染が発見された場合は、周辺住民への情報提供や土地所有者等による適切な浄化措置や管理が必要です。

(地盤環境)

- 本市では、昭和30年代前半からの水溶性天然ガスの採取に伴う地下水の汲み上げにより激しい地盤沈下が生じ、西区坂井で年間の最大沈下量53.7cmが観測されたことがありました。現在は、地下水揚水規制等により地盤沈下はほぼ沈静化しています。
- 現在、市内22箇所の観測井において、計画的な地盤沈下の監視を行っています。

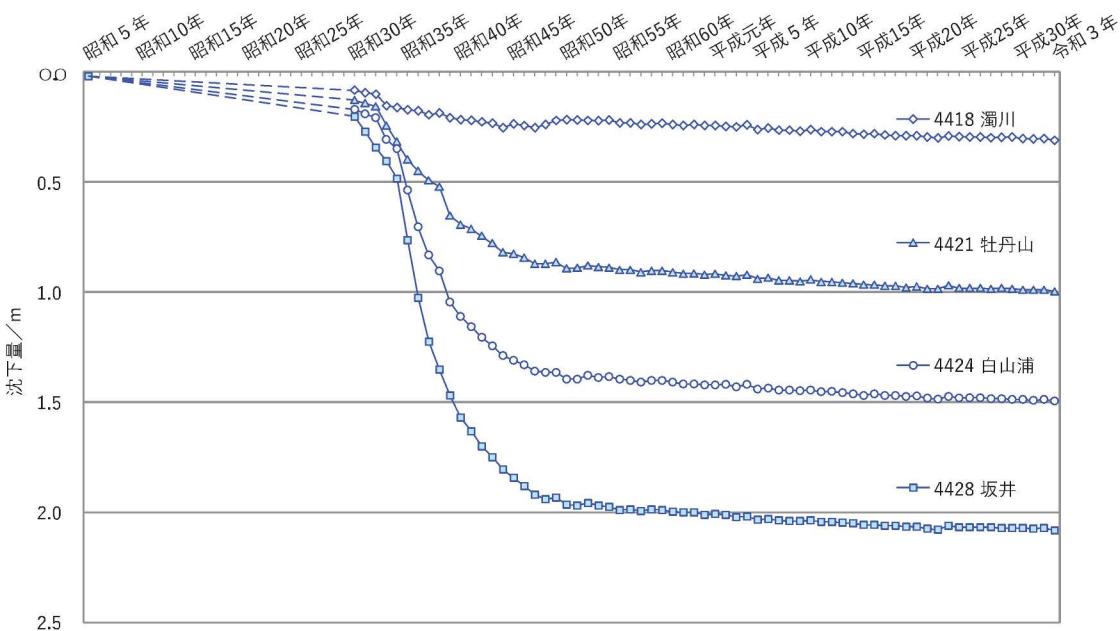


図2-2-18：水準点の沈下量

化学物質対策

- 人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境中へ排出される量や廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を把握・集計し、これを公表するP R T R制度*があります。本市における令和3(2021)年度に届出された事業所数は250事業所で総排出量・移動量は1,376tです。
- 便利で快適な市民生活を送る中で多種多様な化学物質が利用され環境中に排出されています。こうした化学物質の中には、環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものもあり、身の回りの化学物質の環境リスクについて正しく理解することが求められています。

生活排水対策

- 本市では、生活排水対策として下水道の整備と合併処理浄化槽*の整備を進めており、汚水処理人口普及率は令和3（2021）年度末で90.3%です。
- 市内にはまだ40,000基以上の単独処理浄化槽*が現存しており、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換の推進が必要となっています。



図2-2-19：汚水処理人口普及率の推移

開発等に伴う事前配慮の推進

- 新潟市環境影響評価条例*を定め、事業者に対し環境に配慮した事業の実施を求めています。
- 新潟市生活環境の保全等に関する条例*に定める「指定開発事業の事前届出制度」により、生活環境に配慮した事業の実施を求めています。
- 本計画で「環境配慮指針」を定め、事業者が事業活動において配慮すべき事項を示し、自主的な取組みを促しています。

◆ 施策の方向と取組み内容

(1) 環境負荷の低減・抑制

① 大気環境の保全

- 大気の状況を常時監視システムにより24時間体制で監視し、速報値を毎時更新します。また測定した結果を必要な対策につなげることにより大気環境の保全を図ります。
- 光化学オキシダントなどの汚染物質の濃度が緊急時の発令基準に達した際には迅速な情報提供を実施します。
- 大気汚染防止法*等に基づき工場・事業場の監視・指導を適切に行い、環境負荷の低減を図ります。

- 大気汚染防止法等に基づきアスベストを含む建築材料を使用している建築物の管理や解体工事等に対して監視指導を適切に行い、飛散防止に努めます。
- 悪臭の発生事業場・工場に対する監視・指導により悪臭の発生抑制を推進し、快適な生活環境の維持・向上に取り組みます。

(主な取組み)

- ・大気の常時監視、公表（速報値の毎時更新）
- ・工場・事業場の監視、指導、公害防止協定*の締結

(参考指標)

指標項目	現状値 令和3(2021)年度	目標 令和12(2030)年度
大気の環境基準*達成率 (S O ₂ 、N O ₂ 、S P M、C O)	100%	100%
工場・事業場の排出基準適合率（大気汚染防止法*、水質汚濁防止法*及びダイオキシン類特別措置法*に基づく特定事業場等への立入検査）	90.0%	98.0%

② 水環境の保全

- 河川、湖沼、海域及び地下水（公共用水域）において、県が定める水質測定計画に基づき水質調査を行います。
- 環境基準未達成の海域については、国や流域の自治体等と連携し、原因調査を進めます。
- 水質汚濁防止法等に基づき工場・事業場の監視・指導を適切に行い、環境負荷の低減を図ります。

(主な取組み)

- ・公共用水域の常時監視調査、公表
- ・環境基準未達成の原因調査
- ・工場・事業場の監視、指導、公害防止協定の締結

(参考指標)

指標項目	現状値 令和3(2021)年度	目標 令和12(2030)年度
河川水の環境基準達成率 (B O D)*	100%	100%
工場・事業場の排出基準適合率（大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類特別措置法に基づく特定事業場等への立入検査）（再掲）	90.0%	98.0%

③ 騒音・振動対策

- 自動車、新幹線及び航空機等の騒音調査を計画的に実施し、必要な対策につなげることで環境保全を図ります。
- 工場・事業場、建設作業等の騒音・振動については、法令等に基づく規制基準の遵守を指導し、良好な生活環境の保全を図ります。
- 生活騒音問題については、個々のケースに応じて対応を適切に実施することにより問題解決に努めます。

〔主な取組み〕

- ・騒音・振動の調査、公表
- ・工場・事業場、建設作業等の指導、公害防止協定*の締結

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
騒音の環境基準*達成率（自動車騒音）	99.5%	99.8%

④ 土壌・地盤環境の保全

- 土壤汚染の拡散・健康被害の防止を図るため、関係法令に基づき適切な指導を行います。
- 地盤沈下の状況を把握するため、国・県等と連携し、公共水準測量及び観測井による地下水位や地盤収縮量等の調査を実施します。
- また、地盤沈下を防止するため、関係法令に基づき地下水の揚水規制を行います。

〔主な取組み〕

- ・土壤汚染のある土地の所有者等への指導、汚染発覚時の市民への周知
- ・公共水準測量の実施
- ・観測井による地下水位や地盤収縮量等の調査

⑤ 化学物質対策

- P R T R 制度*の適切な運用により化学物質の排出量等を把握し、環境リスクの低減を図ります。
- 毎日の暮らしの中で、化学物質を用いた製品の適正利用を心がけ、身の回りにある化学物質に关心を持つよう啓発に努めます。

〔主な取組み〕

- ・化学物質の排出量等の適切な把握および公表
- ・環境リスクに関する啓発やリスクコミュニケーション*の推進

(6) 生活排水対策

- 地域の実情に応じた下水道と合併処理浄化槽*の役割分担に基づき、汚水処理施設*の整備を推進します。
- 汚水処理を合併処理浄化槽で実施する区域では、合併処理浄化槽の整備に際し、個人負担が下水道接続と同水準になるよう工事費の一部を補助し、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 凈化槽の維持管理が適切に行われるよう、設置者に対する指導・啓発を行います。
- パンフレットの作成や出前講座を通じて生活排水対策について、周知・啓発に努めます。

(主な取組み)

- ・ 汚水処理施設（下水道、合併処理浄化槽）の整備
- ・ 凈化槽設置整備事業（補助制度）の推進
- ・ パンフレットの作成・配布、出前講座

(参考指標)

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
合併処理浄化槽設置率	22.5%	29.9%

(7) 環境への負荷が少ない農業の推進（再掲）→42ページ

- 循環型農業*や効率的な農業経営の推進など、環境負荷を低減した農業生産を推進し、持続可能な農業を実現します。

(主な取組み)

- ・ 化学肥料や化学合成農薬の低減、堆肥を利用した土づくり
- ・ 農業の環境負荷低減に向けた技術的支援

(参考指標)

指標項目	現状値 令和3（2021）年度	目標 令和12（2030）年度
環境への負荷を低減させる取組みを行う農地の面積	31,403a	58,000a

(2) 環境保全のための事前配慮の推進

① 開発等に伴う事前配慮の推進

- 本市では、開発事業における事前配慮を推進するため環境影響評価*制度及び指定開発事業の事前届出制度を適切に運用し、事業実施に伴う環境影響の回避・低減に努めます。
- 指定開発事業の事前届出制度では、生活環境への配慮が適正に実施されるよう事業者へ助言、指導を行います。
- 事業者の環境配慮における自主的取組みを促進させるため、「環境配慮指針」の周知に努めます。

[主な取組み]

- ・環境影響評価法*、新潟市環境影響評価条例*及び指定開発事業の事前届出制度の運用
- ・環境配慮指針（本計画）の周知

◆ 成果指標

新潟市の生活環境における大気・水・音などの状況が良好だと思う市民の割合（※）		
現状値 令和4（2022）年度	中間目標 令和8（2026）年度	最終目標 令和12（2030）年度
76.8%	78.4%	80.0%

※ 市総合計画の成果指標に関する市民へのアンケート調査による

各施策の指標・主な取組み

1 脱炭素社会の創造		現状値	目標 (令和12年度)
◆成果指標	市域から排出される温室効果ガス*の削減量 (平成25年度比)	△18.8% (平成30年度)	国の削減目標 (△46%) 以上
◆参考指標	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)台数	EV: 1,138台 PHV: 946台 FCV: 36台(県内) (令和3年度)	EV・PHV: 93,000台 FCV: 6,000台
	新築住宅のうち省エネルギーに配慮した住宅の割合	28.6% (令和3年度)	100%
	「自家用車に頼らなくても移動しやすいまち」と思う市民の割合	16.9% (令和4年度)	21.0%
	事業者と連携した低炭素化推進事業の実施件数	11件 (令和3年度)	前年度以上
	新潟市の事務事業からの温室効果ガス削減量 (適応策)	163,696t-CO ₂ (令和3年度)	111,203t-CO ₂
◆主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ZEH*の普及啓発・促進 既存住宅等の省エネルギーリフォームの促進 次世代自動車*の普及啓発 再生可能エネルギー*導入の促進 交通ネットワークの強化・充実 市民を対象としたモビリティ・マネジメント*による意識啓発 新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議*の運営 新潟市地球温暖化対策実行計画(市役所率先実行版)*の推進 熱中症等に関する予防広報をはじめとした対策の実施 自然災害対策の推進 浸水対策の推進 		
2 循環型社会の推進		現状値	目標 (令和12年度)
◆成果指標	1人1日当たりごみ総排出量	978g (令和3年度)	948g (令和12年度)
◆参考指標	家庭系ごみ量(1人1日あたり)	496g/人・日 (令和3年度)	448g/人・日
	事業系ごみ排出量	74,903t (令和3年度)	72,500t
	リサイクル率	24.4% (令和3年度)	27.6%
	環境優良事業者等認定制度の認定事業所数	380事業所 (令和4年度見込み)	460事業所
	食品ロス*量	27,053t (令和3年度)	28,700t
◆主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 各種媒体による情報発信 ごみ分別促進アプリ*、チャットボット*等の普及促進 出前講座、授業の実施 段ボールコンポスト*の普及啓発 使用済小型家電や古紙類など資源排出機会の提供 集団資源回収の支援 環境優良事業者等認定制度 事業者と連携したフードシェアリングの推進 マイボトルの利用促進、リユース食器*の普及啓発 地域清掃活動等への補助 ごみ処理施設の統合、更新 大規模災害に備えた広報、初動、仮置場運営マニュアルの整備 災害廃棄物仮置場の候補地選定 研修会の実施、参加 		

3 自然との共生		現状値	目標 (令和12年度)
◆成果指標	OECM等（※）の市内の陸域（内陸水域含む）における面積割合	11.8% (令和3年度)	15.0%
※国定公園などの保護地域および保護地域以外で生物多様性*保全に資する地域（OECM）			
◆参考指標	コハクチョウ越冬数	日本一（11,868羽） (令和3年度)	日本一
	特定外来生物*の種類	14種 (令和3年度)	現状維持
	環境への負荷を低減させる取組みを行う農地の面積	31,403a (令和3年度)	58,000a
◆主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約*湿地の佐潟をはじめとする里潟*の環境保全 ・ラムサール条約湿地自治体認証都市として国内外に潟の魅力を広く周知 ・研究者や各地域の関係者とのネットワークによる情報交換や課題解決に向けた調査・研究 ・ホームページなどを活用した情報発信 ・冬みず田んぼ*など水鳥のえさ場や休憩場所を保全する取組み ・環境用水*の導入推進 ・30by30目標に資する情報の収集・発信 ・化学肥料や化学合成農薬の低減、堆肥を利用した土づくり ・農業の環境負荷低減に向けた技術的支援 ・出前授業等の実施 ・自然観察会・体験会の実施 ・環境影響評価法*、新潟市環境影響評価条例*の運用 ・各種環境監視 		
4 良好的な生活環境の確保		現状値	目標 (令和12年度)
◆成果指標	新潟市の生活環境における大気・水・音などの状況が良好だと思う市民の割合（※）	76.8% (令和4年度)	80.0%
※市総合計画の成果指標に関する市民へのアンケート調査による			
◆参考指標	大気の環境基準*達成率（SO ₂ 、NO ₂ 、SPM、CO）	100% (令和3年度)	100%
	工場・事業場の排出基準適合率（大気汚染防止法*、水質汚濁防止法*及びダイオキシン類特別措置法*に基づく特定事業場等への立入検査）	90.0% (令和3年度)	98.0%
	河川水の環境基準達成率（BOD）*	100% (令和3年度)	100%
	騒音の環境基準達成率（自動車騒音）	99.5% (令和3年度)	99.8%
	合併処理浄化槽*設置率	22.5% (令和3年度)	29.9%
	環境への負荷を低減させる取組みを行う農地の面積（再掲）	31,403a (令和3年度)	58,000a
◆主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大気の常時監視、公表（速報値の毎時更新） ・工場・事業場の監視、指導、公害防止協定*の締結 ・公共用水域の常時監視調査、公表 ・環境基準未達成の原因調査 ・騒音・振動の調査、公表 ・工場・事業場、建設作業等の指導、公害防止協定の締結 ・土壤汚染のある土地の所有者等への指導、汚染発覚時の市民への周知 ・公共水準測量の実施 ・観測井による地下水位や地盤収縮量等の調査 ・化学物質の排出量等の適切な把握および公表 ・環境リスクに関する啓発やリスクコミュニケーション*の推進 ・汚水処理施設*（下水道、合併処理浄化槽）の整備 ・浄化槽設置整備事業（補助制度）の推進 ・パンフレットの作成・配布、出前講座 ・化学肥料や化学合成農薬の低減、堆肥を利用した土づくり（再掲） ・農業の環境負荷低減に向けた技術的支援（再掲） ・環境影響評価法、新潟市環境影響評価条例及び指定開発事業の事前届出制度の運用 ・環境配慮指針（本計画）の周知 		

